

地方藩政における伊勢御師の役割

——肥前大村藩・宮後三頭大夫の場合——

富松神社宮司

皇学館大学神道研究所研究嘱託

久田松 和 則

一、はじめに

肥前国大村領を含む九州地方に於いては、伊勢御師による伊勢お祓大麻（以下、お祓大麻）の廻村配札という活動は、現存する史料に依る限り享禄年間（一五二八—一五三二）を初例とし、永禄・元龜・天正年間（一五五八—一五九二）には豊前国・筑後国・肥前国でかなり広範囲に行われていたことが窺われる¹⁾。

この様な九州の情況下で本論で検討の対象とする肥前国大村領にあっても、外宮御師・宮後三頭大夫²⁾によるお祓大麻配札は、永禄四年（一五六一）から確認することができる³⁾。しかし当地方に於いては、その翌年の永禄五年に領内にキリスト教が流入し、更には天正二年（一五七四）にはキリシタン信者等に依る社寺焼き打ち・破却行為の勃発によって神仏信仰の根絶という事態が生じた。御師の活動も当然中止せざるを得なくなつた。

十七世紀に入り、キリスト教が禁止されたことに伴い、当地方にも神社仏閣が再興され、神仏信仰が復活する。そして元和六年（一六二〇）、二代藩主大村純頼の長男・松千代（二歳）の病氣平癒を伊勢神宮に代参祈願したことを契機に、伊勢御師との関り・師檀関係⁴⁾が約五十年ぶりに復活する。

ところが、五十年程の中断が故に、中世末期以来の宮後三頭大夫との師壇関係を忘れ去り、元和六年に伊勢代参した大村藩吏は、当時肥前地方と広く師壇関係を結び、その名も橋村肥前大夫(5)と称した御師の屋敷に投宿する。それ以来、伊勢代参者は橋村肥前大夫屋敷に投宿することが恒例化した。ところがその三年目の元和八年に至って、宮後三頭大夫より中世以来、大村領は自家との師壇関係が結ばれていた旨の苦言が呈され、この年元和八年より、大村領は中世来の宮後三頭大夫との師壇関係に復することとなったのである。(6)

元に復した後の宮後家の対応は実に素早く、その元和八年の暮れには、早速大村藩に下向し、お祓大麻の配札を行っているのである。(7)

この様に中世末期、永禄四年より御師との関わりを有した大村領は、その後キリスト教の流入によって約五十年余師壇関係が中断するという特殊な宗教事情を有するものの、大村藩成立後、元和年間より再び宮後三頭大夫との関係に復する。この大村藩に於いて伊勢御師が、藩政上、殊に神祇信仰・神祇施策の中で果たした役割は看過し難いものがある。本論では大村藩を例としながら、地方藩政に於いて伊勢御師の果たした役割、またその立場について考察することを主題とする。

二、お祓大麻の領内一円配札と排耶蘇策

伊勢御師による領内お祓大麻の配札について、大村藩『見聞集』二十九卷(8)に左記の注目すべき記事を見出すことができる。

元禄年中之記に伊勢御祓以前は御城并御城下奉公人中外二町中ニ参候処、岩永太郎右衛門役内々御領内不残御参候、夫より此方四七・八年程ニ相成候、

お祓大麻の配札範圍が、当初は領内ごく一部の城下衆に限られていたのが、一時期から「領内不残」配札するようになった。その時期は元禄年間（一六八八—一七〇四）より遡って四十七・八年前のことであつたという。元禄年間から四十八年を逆算すると、寛永十八年（一六四一）から明暦三年（一六五七）迄の十六年間を算定できる。しかしこれではあまりに年代に幅があり過ぎ漠然としている。

更に注目すべきは、「岩永太郎右衛門役内カ」領内一円配札が始まつたとも記する。岩永太郎右衛門前知の事蹟を、大村藩『新撰士系録』⁽⁹⁾十六卷によつて記すと左記の通りである。

慶安年中継家督ノ後六石ヲ加賜ニ拾石ト成、勤定奉行ヲ勤後又ニ拾石ヲ増賜ヒ物役人略曰ト成、且五人扶持ヲ賜ハル、寛文三年六拾石加恩為百石（中略）、

太神宮御祓ハ寛永年中勢州御代參再始ノ時ヨリ城下住居ノ諸士乃市中ノ者ノミ受ル、前知惣役ヲ勤ノ時相議シ夫ヨリ統テ拝受ス、

岩永太郎右衛門事蹟中に、確かに『見聞集』に言うお祓大麻領内一円配札の事が記され、太郎右衛門の施策であつたことに相違無い。『見聞集』に記す「岩永太郎右衛門役内カ」の「役内」とは、前述の『新撰士系録』の事蹟記事によつて、「惣役人」、略して「惣役」在任期にこの施策を実行したことが確認される。

そうすれば、岩永太郎右衛門の惣役在任時期を確認することによつて、一円配札の時期を更に絞り込むことができるのであらう。

『九葉実録』卷一の寛文二年の条に、⁽¹⁰⁾

寛永中總役人今ノ元締役、諸局ノ事務ヲ總ルヲ以テ總役ト名ク寛文中岩永太郎右衛門之ヲ為スト云フ一瀬喜右衛門平民と謀り（以下略）、

とあり、寛永年間（一六二四—一六四四）に惣役人を勤めた一瀬喜右衛門の行動を記した条に、惣役人の説明が割註で付されている。その中に偶然にも岩永太郎右衛門が登場し、この割註の文意から岩永太郎右衛門の惣役在任は、寛

文年間（一六六一—一六七三）であったことが確認された。

とすれば、『見聞集』の記事によって算定した寛永十八年（一六四二）から明暦三年（一六五七）迄の十六年間で、岩永太郎右衛門惣役在任時期の寛文年間（一六六一—一六七三）とを重ね合わせることによって、お祓大麻の一円配札時期を更に絞り込むことができるであろう。ところが兩年代から重複する年を見い出すことができず、兩年代には三年間の空白さえ生じてきたのである。おそらくこれは、『見聞集』の場合、四十八年を逆算する基点となる年が、元禄年中と漠然とした年代であること、加えて岩永太郎右衛門の惣役在任期間も寛文年中とこれまた漠然とした時期であることから生じた結果と思われる。

この様に考えれば、『見聞集』の記事によって逆算した期間の最後年、即ち明暦三年（一六五七）、及び岩永太郎右衛門惣役在任期間・寛文年間の最初の年、即ち寛文元年（一六六一）、この間の五年間、及びその前後に数年を加算した範囲を、大村領に於けるお祓大麻一円配札の時期と位置付けて良いのではなからうか。

明暦三年から寛文元年を基幹とし、その前後に数年間の幅をもたせた時期が、お祓大麻の配札が領内一円に拡大した時期と考えられる。

さて、この時期に何故、お祓大麻配札を領内一円に拡大したのであろうか。それは単なる御師の活動の定着に伴う時代の趨勢とも考えられる。ところが、今導き出した明暦三年から寛文元年を基幹とする期間の内に、大村藩に於いては藩の存亡を左右する程の極めて深刻な事件が発生している。所謂、明暦三年（一六五七）の郡崩れ（こがれくずれ）と呼ばれる隠れキリシタン発覚事件である。六〇八名もの逮捕者に及び、その内四一名が斬首に処せられるという一大不祥事であった。⁽¹¹⁾

この事件の鎮静後、大村藩は隠れキリシタン再発を恐れ、キリシタンの一掃とその対応策として領民への神仏信仰の定着を推進していく。

その一つは、神社仏閣の創建及び再建である。⁽¹²⁾ 例えば大村領の北東部にそびえる多良岳に鎮座した太良山大権現、その神宮寺の太良岳山金泉寺は、大村純忠時代の天正二年（一五七四）にキリシタンの焼き打ちにより消滅する。⁽¹³⁾

その両社寺は近世に入り、万治三年（一六六〇）に多良岳より里に下った大村城下池田山に再建されるが、その再建の経緯について『郷村記』は次の様に記す。⁽¹⁴⁾

因幡守純長之治世、明暦三丁酉、郡村復耶蘇徒蜂起、所信服従宗門之土民凡六百餘人、勿發露而悉被斬戮（割註略）、於茲純長與一族舊臣乃觀音寺法印寬盛相議而、為武運長久・領内靈謚祈願、萬治三庚子年再興太良山大権現及神宮寺太良山金泉寺於玖嶋城良池田山北、神改称多羅山大権現、寺改號多羅山千寺院寶円寺、

明暦三年の郡崩れの後、その種の事件の再発を危惧して「為武運長久、領内靈謚祈願」が多羅山大権現・宝円寺再興の意図するところであり、排キリシタン対応策として両社寺が再興され、領内への神仏信仰定着を目論んだことが窺える。

また同様に領内の浄土真宗の法頭であった専念山正法寺の由緒の中にも、⁽¹⁵⁾

明暦三丁酉年、領内郡村復耶徒蜂起伏誅後、因幡守純長命宗順^{正法寺二世}又建真宗末寺十箇寺、

と記され、郡崩れを契機として大村領外海地域^{そとめ}に正法寺末寺十カ寺が建立されている。この建立の意図も、前述の多羅山大権現、宝円寺の場合と全く同じであった。

隠れキリシタン再発を防ぐ二つの目の施策は、「御法度書」の布達により領民の徹底した監理監督である。代表的な布達として郡崩れの翌年、万治元年（一六五八）八月十二日付で発された二十七ヶ条から成る「村々制法」を挙げることができる。⁽¹⁶⁾ その第一条に、

一、鎮守大小ニよらず、しめをはり掃除等怠間敷事、

附り、其所々之祭礼無懈怠仕、祭之日ハ商売耕作一切無用、祭一篇ニ致社參可仕、并其日之儀^{マシ}鎮主^{ウヂ}於

道筋商売不苦事、

とあり、村々鎮座の産土神社への社参、境内清掃、及び祭礼の厳修、祭礼日の休耕、沿道での露店許可という祭一辺倒の奨励等によつて、領民への神社信仰の定着を図っているのである。勿論これは排耶蘇対策の一貫であつた。

尚、その第十六条には、

一、村々之横目、其村中善悪ニよらず、目二立候酒宴等之儀迄も、一ヶ月之儀を月末二大村^五罷出、大目付迄

可相違、若其村をはつし罷出候難成節者、書付を以目付迄可差越事、

ともあり、藩が規定した「村々制法」通りに領民が遵守した生活をなしているか、村横目役は毎月、大目付に報告する責務があつた。

その結果、報告された月書上によると、例えば三重村横目の久松四郎兵衛の報告には、⁽¹⁷⁾

村中男女ニよらず信心ニ見へ、節々御寺参、御宮参無油断仕、就夫女共寺参之時毎月包米持参任、比頃は別^而、

田初尾と見へ、又豆ささげ重箱^七充持参申候、又人ニより芋初相見少し充持参申候、近年村中別^而信心ニ罷成

故と奉存候事、

と、村人達の信仰生活が克明に記されている。又、浦上村の横目、「楠本七郎左衛門廻村書之事」には、⁽¹⁸⁾

村中殊之外信心ニ御座候と相見へ申候、家々不残何も仏^七段を拵へ召置申候、毎月所々ニ寄合候間、題目号無油断仕候由承候、宮寺参も無懈怠随分仕候由、宮之掃除杯も何様奇麗ニ仕り御座候、

ともあり、村民達の神仏への信仰が、家毎に仏壇を拵へ先祖供養を行っていること、法華宗壇徒による題目講、宮寺参り、産土神社の清掃等が、藩の定め通りに厳修されている旨、具体的に報告されている。

「村々制法」の意図したキリシタン信徒の根絶と、その対応策としての神仏信仰の定着は、村横目のこのような「月書上」報告により、神仏行事を厳修するという面では、それなりの効果を挙げることが窺い知られるのであ

る。

キリシタン信者の根絶という点でその徹底を図ったもう一つの施策は、踏絵の再開である。キリスト教禁教に伴い、従前より領内で絵踏みを行っていたが、その踏絵の損失によって暫くの間中断していた。しかし郡崩れの翌年、元治元年（一六五八）八月十二日に長崎奉行所より踏絵二枚を借用し、同年八月十四日より、領内を二手に分けて絵踏みを復活させ、キリシタン信者の探策を行うのである。¹⁹⁾

以上述べた様に大村藩は、明暦三年に突然に生じた郡崩れを教訓に翌万治元年から、社寺再建・創建、「村々制法」布達による領民の信仰生活規定、及び絵踏みの復活という三施策を柱に徹底した排キリシタン対策を展開している。

さて、お祓大麻の領内一円配札拡大の時期が、郡崩れが勃発した明暦三年（一六五七）頃から、その四年後の寛文元年（一六六一）頃迄の一時期であることを前に推測した。更にその時期を絞り込むことは史料的に不可能であるにしても、一円配札の時期が郡崩れの年と極めて近似していることは、先のキリシタン根絶対応の三施策との連動、連結を想起せしめるのである。換言すれば、お祓大麻の領内一円配札も、郡崩れを教訓として前述の三施策同様に、伊勢信仰、引いては神社信仰の浸透・定着より、キリシタン信者の一掃、領内の宗教的静謐を意図した排耶蘇対策ではなかったのだろうか。

『見聞集』四十三巻の「寛文以来村横目^五御達書之事」とした一項に、村横目に対し次の様な領民監督の注目すべき条項を見ることができる。²⁰⁾

覚

（前略）

一、御祓諸寺諸社札守慥ニ受用候哉、古札納様麓未ニ無之様可申付事、

一、欠落人且又立婦者有之候ハ、早速宗門奉行方ヲ無油断相可申事、

一、横目之儀、宗門事為吟味被 仰付候役儀ニ候得者、宗門奉行差図少も疎略ニ不仕堅相守申事、

右之趣横目中為心得申聞候、宗門奉行方ヲ罷出、委細可被承候、以上

酉二月十日

家老中

村々横目江

第一項目には諸社寺の「札守」と共に、「御被」を村人達が相違無く受けているか否か、そして古くなつた御被、及び諸社寺の札守を粗末にしないように、その徹底を監督する旨が謳われている。

ここに云う「御被」とは、「見聞集」二十九巻にお祓大麻のことを「御被」と記しているから、明らかに⁽²¹⁾ここでも伊勢のお祓大麻のことを意味している。

この「覚」の布達は「酉二月十日」とあるが、第三項目に記された横目役の内容が、極めて「宗門吟味」の事が力説されている点から考えても、明暦三年十月の郡崩れ後の領内靜謐策の一つとして発された感が強い。とすれば、明暦三年よりさ程年月の経過が無い「酉年」と思われ、最も近い酉年は寛文九酉年（己酉・一六六九）であるから、この年、寛文九年二月十日に発されたものであらう。

郡崩れから十二年は経過しているものの、「御被慥ニ受申候哉」という村民に対する監督条項が、郡崩れ後の同事件再発予防のために発された布達の中に含まれていることは、お祓大麻の領内一円配札拡大は、キリシタン一掃根絶を意図しての排耶蘇施策であつたとする私説を補強するものではなからうか。

この私説が許されるとすれば、大村領が永祿五年（一五六二）より慶長十年（一六〇五）頃迄、領内一円がキリス卜教化し、その余韻は十七世紀の中頃迄保ち続けたという特殊な宗教事情を有する地域であつたがために、余韻を残していたキリシタン信仰の一掃根絶の排耶蘇策の一つとして、領内一円へのお祓大麻配札によってそれを実現しよう

とした、他地域には類例の見られない、極めて注目すべき伊勢御師の活動の一面が浮き彫りにされるのである。

三、神明社修造と御師の役割

大村城下本町の海浜には、神明社・大神宮（以下大神宮）が鎮座し現在に至っている。大村藩『郷村記』はその境内に御師屋敷の存在を次の様に記す。⁽²²⁾

御師屋鋪 在境内、伊勢御師宮後三頭大夫下向ノ時爰ニ住居

伊勢御師宮後三頭大夫が、年末から廻村配札の為、大村領下向の折の投宿屋敷であったこと、明らかである。更に『郷村記』は当宮の由緒を次の様に伝える。

当社大神宮者、奉合祀伊勢内外両宮也、此社舊在城下田町、寶曆四甲戌年大村彈正少弼純保再宮（割註略）、其後天保十二年辛丑年同氏丹後守純顯築社地於草場浦海濱新建營神宮而從田町奉遷座于此也、遷宮神式御師宮後三頭大夫、從伊勢下向勤行之、

宮後三頭大夫の役割は、「御師屋鋪」の項に見えるお祓大麻の廻村配札のみに留まらず、天保十二年（一八四二）の草場浦海浜への遷座に際しても、伊勢より下向して「遷宮神式」を勤めている。当大神宮が伊勢両宮を祀る神明社であれば、当地方と師檀関係を結ぶ御師との関りが深く、折々の神役を勤めたのは当然であつただろう。

(1) 寛政三年の再宮と伊勢「餘材」の搬送

当大神宮と御師の関わりは、天保十二年に新社地（草場浦海浜・現在地）に遷座する以前、宝曆四年（一七五四）に田町に鎮座した社殿を、寛政三年（一七九二）に再宮した際にも、宮後三頭大夫が極めて重要な役割を果たしてい

る。それは『九葉実録』二十三卷⁽²³⁾の寛政三年五月六日の条に次の様に見える。

六日、大神宮遙拝所ヲ裏町ニ再宮セントシ銀七枚ヲ附ス、蓋シ宮後三頭大夫、伊勢太廟修造ノ餘材ヲ輸送シ、以テ再造セン事ヲ請フヲ以ナリ、

宝暦四年に田町に鎮座した大神宮は、三十七年間⁽²⁴⁾の風雨に老朽化したのだろうか。寛政三年に再建工事が営まれた。その再宮の契機となったのは、宮後三頭大夫が伊勢遷宮の「餘材」を大村迄輸送し、築材に充てることを藩に請うたからだと云う。

伊勢ではこの二年前の寛政元年（一七八九）に内外宮共に式年遷宮が行われているので、『九葉実録』に云う「伊勢大廟修造ノ餘材」とは、この寛政元年の遷宮の餘材であつたと思われる。

伊勢の神宮では式年遷宮終了後、古殿舎解体の大殿払いに伴い、殿舎、神宝、装束、神饌、幣帛、祭器具等を祭主、大宮司以下祢宜職に頒賜した。⁽²⁵⁾ 頒賜の殿舎については、遷宮後の古殿に用いられていた、所謂「古材」である。

しかし『九葉実録』には「餘材」とあり、「古材」とは記されていない。その用字の通り寛政元年の式年遷宮の造営に余つた材なのであろうか。

古材頒賜の關係史料は極めて少く、その実態は殆ど明らかにされていない。『九葉実録』の記載の様に、大殿払い後の「古材」に加えて、「餘材」の頒賜も行われていたのであろうか。

神宮の古材頒賜は、原則的には祢宜職に行われるものであり、必要に応じて頒賜を受けた祢宜から第三者に分与される手順が踏まれている。⁽²⁶⁾ 神宮から祢宜職頒賜の段階では、明らかに「古材」であるが、更にそこから第三者に渡る場合は、古材頒賜の原則的な範囲外に及ぶ為に、「古材」を「餘材」と言い換えたのではなからうか。現在、神宮司庁では「余材」という表現が使われていると聞かすが、所謂、御用材の余材と旧殿舎の古材とを含めているという。

『九葉実録』に記す大村城下大神宮の再宮築材として運ばれた伊勢「餘材」も、御師の立場上、神宮から直接頒賜

されたものではないだろう。宮後家は外宮に付属した御師であったから、外宮祓宜職を通じて、分与されたものであろう。とすれば「餘材」とあるものの、実際には寛政元年の式年遷宮に伴い、大殿払いされた旧殿舎の「古材」ではなかったのだろうか。

伊勢からの余材の輸送を以て、大神宮再営を上申する程であるから、その量もそれ相応に及んだものと推測される。江戸中期に九州地方大村領まで、伊勢の遷宮に関わる部材を搬送し、所謂、神明社再営の用材に充てたことは、極めて注目すべきことである。この例を以て、全国所々への御師を介した、遷宮古材・余材の分与を類推せしめるものとは言えまいか。

(2) 文政元年の修造

『九葉実録』卷四十三、文政元年（一八一八）五月十五日の条には、更に次の記事を見出すことが出来る。⁽²⁷⁾

是ヨリ先裏町⁽²⁸⁾之大神宮神殿修造落成ス、是ニ至リ宮後三頭大夫遷神式ヲ行ク、

寛政三年（一七九二）に伊勢神宮の「餘材」を以て再営した大神宮を、更に二十七年後の文政元年には再び「神殿修造」を行っている。

神宮文庫には左記に記す「宮後三頭大口上覚」と題した一葉が所蔵される。⁽²⁹⁾

口上覚

宮後三頭大夫

此度、御神殿白ヶ御造作来ル十日頃⁽³⁰⁾向成就可仕候、然者当中旬之中目出度 御神遷勤務仕度奉存候、何之日可懸哉御窺被仰上可被下候、右御日取拝承仕候上 御神遷日迄之内御洗清メ、其外追々勤仕之儀御座候、俗之御定日無節々致覚悟申度候御事、

五月二日

『九葉実録』の前掲記事により宮後三頭大夫がこの度の神殿修造にも関与し、落成に当たっては「神遷式」、所謂遷座祭を行ったことが窺い知られる。前記口上覚は、その落成に伴い神遷式をいつ行うか、大村藩に伺いを立てたものである。五月二日付で口上を發し、その中で「当中旬之中目出度、御神遷勤務仕度奉存候」と、五月中旬を遷座祭の日取として上申している。事実『九葉実録』によると、五月十五日に当式が行われているので、神遷式の日取設定についても、御師の意志が大いに反映していたことが確認される。

又、神宮文庫に丑年十二月二十八日付で宮後三頭大夫より大村藩士貞松新左衛門(30)に宛てられた「奉申上口上覚」が架蔵されている。⁽³¹⁾ 文政元年の神殿修造に関わる諸件を上申していることから、「丑十二月二十八日」は、修造が行われた前年の文化十四丁丑年（一八一七）の十二月二十八日に該当することはまず間違いない。その口上覚の書き出しは次の様に始まる。

口上

宮後三頭大夫

同苗 中務

家来角田主繕

々 福戸(32) 左衛門娘八木(33)

々 大工北山傳喜郎

左之通り今夕致参着申候、委細之儀者別紙書取を以申上候事、
「今夕参着」とあるから、大村に到着後に上申したものである。まずこの度の大村下向の目的を次の様に述べる。

今般、御神殿御造替御座候ニ付、父子之内老人参領可申上覚悟之義、此度兩人参領申上候、其趣者拙官茂追ニ及老年候間、近年之内同苗中務五致代譲リ申度、兼々致急御座候ニ付、一向目出度此度、御神明勤務限り致代替、可然

樣親類等承統之上を以父子參領申上候、

冒頭に「御神殿御造替御座候ニ付、(中略)參領可申上覺悟之義」とあり、大神宮神殿修造に關する神務の爲の大村下向であつた。加えて老齡に達した爲、この度の神殿修造の奉仕を限りに御師の役目を隱退し、跡を息子に譲りたい、この度の下向にはその息子中務も同行させたと云う。従つて口上の冒頭に五人の名前が記される内、二人目の「同苗中務」とは、三頭大夫の息子に當たる。更に冒頭の五人は、三頭大夫に伴つて大村に下向した者達であつた。

口上の内容は、三人目に記された「福戸二左衛門娘八木」の説明にまず及んでいく。

一、此度召連候家来之中、八木と申すをとめ儀、御神寶奉納第一、大御衣縫留之儀持者、御殿内之御幌御壁代等勢州^三取究難^二寸法之御色品御座候縫針之爲、猶又、御殿之御戸聞き奉る之時、

伊勢皇之古例、必女役之儀御座候間召連申候、右八木儀、則家来福戸二左衛門娘^三當時拙家^二仕候、用向相勤為申候、

八木は、宮後三頭大夫の家来・福戸二左衛門の娘で、伊勢の宮後屋敷に仕えていた。大村迄召し連れたのは、新社殿に納める御神宝としての「大御衣」、又御幌、御壁代等の調度品奉製の縫手として連れて來たと云う。加えて神殿遷座祭に当たり、伊勢神宮の古例に倣つて御扉開きの所役を務めさせることも、同行した理由の一つであつた。

更に大工・北山傳喜郎の同伴は次の様に記す。

猶又此度家来之中、北山傳喜郎ト申ス大工召連申候、其子細^者去ル寛政巳年拙宮儀始^而參領之砌、心得之爲、御神明御殿内竊々相窺申上候所、御神寶等不行届御座候へ共、臨時ニ奉納之儀難相成不本意打廻申候、今度難有時節到來、日出度御神寶奉納仕度奉存候、右^三付^而御殿内ニ作工仕度儀御座候婆、召連申候右男女共、御神明用此度之上、行届候様當役御座候間、神都合二人召連申候、

即ち、「寛政巳年」に三頭大夫、初めて大村に下向し、その際大神宮(神明社)の殿舎内を検分したところ、御神

宝類の奉案も行届かず、この度の修造に当たっては、この点方端遺漏なく念入りに行いたい。その為には殿舎内の作事も必要であるから、神都伊勢より乙女の八木と大工の北山傳喜郎の二人を召し連れたというのである。

三頭大夫の初めて大村領に下向した年を、「寛政巳年」と記しているが、寛政年間、この巳年は一度しか無く、寛政九年（一七九七）のことである。前述の様に寛政三年（一七九一）に伊勢式年遷宮の余材をもって、大神宮が再営されていたから、三頭大夫はそれから六年後に初めて大村に下向し、前回の再営を見て「不行届」の感じを強くしたのである。

口上覚の結びには今後着工される修造工事に対して、伊勢御師の立場から六項目に亘る要望を挙げている。まずその前文には修造の範囲を、

先刻、御神明所御造作向追々御成就之旨目出度難有仕合奉存候、尤此度御造替^者上家拝殿地形其外之儀^{ニ而} 御神殿^者未丈夫^ニ御座候旁、尤所之御造作之上（下略）

と記していることから、この文政元年次の修造は、拝殿の上屋と境内の造成に関わる工事であり、「御神殿未丈夫^ニ御座候」としているから、工事は神殿に及ぶものではなかった。

さて六項目に至る要望は次の様なものであった。

一、御正殿御床下正中、心御柱^{しんのみはしら}と申を立鎮め奉る之条事、神祇道第一、

伊勢皇古実旧式御地祭り^ニ御座候、此度父子代替、相兼参領之事、右之行事目出度相勤申度奉存候御事、

一、此度上家拝殿其外折角御造作折節^ニ候^へ者、先刻召連候大工儀以、目出度今度、御正殿御儀^も清鉋打掛^が新敷白^々申上度奉存候御事、

一、御樋代御船代^者兼々此度新敷仕立持参為申候御事、

一、右^ニ付^一先

御正躰出御御仮樋^ニ遷し奉申上度奉致為御事、

但し御仮樋之儀^者召連候大工を以早速拙當方^ニ出来可申候、

一、此度之御時宜折角^ニ而致持參候 御神寶奉納仕度奉存候御事、

一、右御正殿清匳白^ケ上^ケ成就次第定り蒙御下知日出度、御神遷行事平^久安^具御鎮座成奉^リ度奉存候、右、御正殿

白^ケ上御仮樋作工等^ニ付何条御苦勞之義申上間敷、召連候大工^ヲ以行届可申奉存候、尤兼々、御殿用之為と奉

存文化巳年伊勢皇御造宮之余木板類、忌火製之縫針作工道具釘等^ニ至候迄、大凡致持參申候儀^ニ御座候御事、
造宮工事に対する三頭大夫の要望は次の様に整理することができる。

一、伊勢の神宮の例に倣つて御正殿下には心御柱を立てること。

一、予定の拝殿工事に加えて、御正殿部材への匏掛け工事も行い、既存の神殿の白木仕上げにまで及んで欲しい事。

一、御神躰を二重に納める御樋代・御船代をこの度の造宮に合わせて、伊勢で調製し持参した。造宮の間中も仮御樋代に仮遷座する事。その仮樋代の奉製は、伊勢より召し連れた大工が細工可能な事。

一、此度の修造に際しては、伊勢より奉持した御神宝を奉案願いたい事。

一、計画外の御正殿「清匏掛」白木仕上げの許しが得られれば、当方召し連れた大工によつて、万端に工事可能な事、加えてその為に文化六年〔己・一八〇九〕の伊勢遷宮の余材、忌火製の縫針、作工道具、釘等を伊勢より持参した。

この様に宮後三頭大夫の此度の修造に期した熱意は並々ならぬものがある。この大神宮修造を限りに、息子中務と代替りするという意気もあつたのであろう。しかしそれにも増して、心御柱・御樋代・御船代の奉製、御神宝・文化六年遷宮時の余材・造宮に用いる諸品諸道具の持参等のことを見ると、伊勢の遷宮を地方に於いても、可能な限り伊勢の例のままに齎行したという一念が、ありありと表われている。

前回、寛政三年（一七九一）の社殿再営の折にも寛政元年度の遷宮余材が使われていたが、この文政元年の修造にも「余材板類」が、伊勢より搬送されている。前述の通りこの「余材」も「古材」の可能性が高い。

さて前記五項目に亘る三頭大夫からの要望は、藩に聞き届けられ実現したのであるうか。

三頭大夫は更に翌文化十五年二月二十日付で再び貞松新左衛門に書状(32)を送っている。その書状書き出しは、

當十五日御聞濟、被為仰付候条 乍恐三頭大夫父子等遙々參領之本望難有仕合不可過之奉存候、千々万々之大悦至極、

と記しているのが、前年の暮十二月二十八日付で貞松新左衛門を通じ藩に提出した口上は、三頭大夫の要望通りに大方に於いて聞き叶えられたものと解される。

さて、貞松新左衛門に宛てた二通目の書状、即ち、文政十五年二月二十日付書状でも、三頭大夫の修造工事に対する執念が切々と続く。

御神殿取解キ見候處、御殿内守要之品(33)、不足御座候ニ而、甚心掛り奉存、

と、主要な神具祭具の不備を憂慮し、

勢州江飛脚打立、右不足之品取寄可申哉、

とも思つたが、

書面ニ而者難相濟子細ニ御座候、（中略）拙官様一ト走り勢州へ往来致し申度、道中昼夜差急キ、凡往来日数卅五・

六日振ヲ以御當所ニ歸參候、

と、急ぎ伊勢まで三十五、六日程で往来し、不足の品を調達して来るというのである。加えて

来ル廿六日（中略）地祭り相濟候上、御殿白ケ之間者、（中略）何条拙官不在候而御神殿之儀ニ差支無之、（中略）

同苗子御番所ニ相残り申候間、御恒例向臨時御祈禱何等御用之儀者、同苗相勤可申候、

と、大村出立の時期を来る二月二十六日の「地祭り」、即ち地鎮祭執行後と希望し、留守中は、同行の息子中務が諸役目を務めるから心配無用と、留守期間中の配慮にまで及ぶ。

二通目の書状中注目されるのは、今般の修造工事に当たり、御師三頭大夫によって「地祭り」、即ち地鎮祭執行の旨が窺われることである。神明社の修造であるから御師の役目として当然予想されるものの、明確に史料中に確認できたことは、地方に於ける御師の役目として明確に位置付けることが出来る。

文政元年五月十五日に遷座祭が執行された今度の修造工事は、その遷座祭に先立ち五月二日付で三頭大夫より発された前掲口上書⁽³⁴⁾に、

此度、御殿白^ク御造作、来ル十日頃^北向成就可仕候、

とあり、「白^ク御造作（中略）成就」と云っている。当初予定外であった既存神殿部材への鉋掛けによる白木仕上げも成就しているので、三頭大夫側からの書状二通による要望はほぼ叶えられたものと推察される。

さて神殿・拝殿の上屋工事については、三頭大夫の「口上覚」によって修造内容が概要ながら確認できた。前掲の「丑年十二月二十八日付口上覚」には、

此度御造替^者上家拝殿地形其外之儀^{之前}、

とあって、拝殿造り替えと加えて「地形」、即ち境内地に関わる工事も含まれていたことは、前述の通りである。境内工事の内容は全く不明であるが、その工事を記したと思われる史料が存在する。

この田町に鎮座した大神宮は、天保十二年（一八四一）に本町海浜の新社地に遷座する。その造宮・遷座に際しても、再び三頭大夫が造成・建家工事に要望を上申した書状が現存する⁽³⁵⁾。その中で遷座前の田町の大神宮境内を例に挙げ次の様に記している。

是迄之御敷地表^口二^者則流溝有之候ヲ南へ三尺余^キ掘廣^ク必^ス木橋ヲカケサセ給ヒ、南之伊勢屋之屋敷竹垣限リ溝ヲ

掘、西^者町役所竹垣限り、東^者土堀限り、右同然四方水通しを以町中トノ堺ヒナシ給、

この記述により、本町海浜に遷座する以前の田町の境内は、表口には「流溝」があったことが知られ、更にそれを南・西・東の三方に溝を掘り広め、「四方水通し」、即ち境内四方を水が流れる「流溝」で囲ったことが判る。更には表口の三尺余掘り広げた溝には、木橋を懸けている。これは溝によって町中と境内とを分かち、神域としての清浄を保つことがその意図であったことは云うまでも無い。

前掲史料によって、「町役所」「伊勢屋敷」(御師屋敷)とは隣接していたことが窺われるが、その町役所は「代官屋鋪」ともいった。『郷村記』大村之部町分には、⁽³⁷⁾

一、代官屋鋪蹟

此屋鋪蹟田町にあり 此代官屋鋪と云ハ往古の堀蹟にて郡方一手にて埋之家作致せしゆへ代官屋敷と唱へし云傳ふ、

と、文久二年(一八六二)当時の町役所(代官屋敷)の様子が記されている。この時点では「往古の堀蹟」、「埋之家作」と見えるから堀は埋め立てられているが、本来屋敷に堀が付属していたことが判る。前掲の三頭大夫書状の中に、溝の西側範圍を「町役所竹垣限り」と記しているから、その溝は町役所屋敷にまで及んでいた。そうすると前述の「往古の堀蹟」の記述と一致する。

この様に田町に鎮座した当時の大神宮境内は、四方溝堀に囲まれ、正面には木橋が懸かる構えであった。この境内造替工事が何時行われたかは不明であるが、文政元年の修造範圍に「地形」も含まれていたから、この際に前述のような境内に造り替えられた可能性が高い。

(3) 新社地への遷座

『九葉実録』卷五十一の天保十二年九月八・九日の条に、

大神宮遙拝所成ル、宮後三頭大夫遷宮式ヲ行フ、是ヨリ先宮殿田町ニ在リ、各人之ヲ便トセス、新二本町瀉ヲ壘埋シ新ニ創勦ス、

と見え、それまで田町に鎮座した大神宮は、天保十二年（一八四一）に草場浦本町海浜を埋め立てて新社地を開き、ここに遷座した。

第三節第二項でも触れた通り、宮後三頭大夫はこの遷座に際しても、大坂蔵屋敷在勤中の大村藩士・横山刺史之佑に宛て長文の書状を送っている。神宮文庫に所蔵されるその書状草稿に、

神地御改作之儀者、神慮何方難斗奉存候、読ニ申ス、障ヲヌ神ニ崇リナシト申所、御勘弁御座候様奉存候、とあり、「神地御改作」への三頭大夫からの要望を内容とする。

まず社殿の算尺、及び規模について次の二点を願ひ出る。

一、神明御正殿始御下廻り寸法之儀、是迄通ニテ、則伊勢表寸法分移ニ御座候、

一、拜殿寸法も是迄通り同然可然被奉存候、

造作に用いられる尺寸は、「伊勢表寸法」を用いる事。伊勢神宮造営に当たり独自の尺寸が存したのであるか。拝殿規模は、遷座前の田町に鎮座した当時の規模を保つこと等を上申している。

又、海浜への新地埋立てについても、左記二点を要望する。

一、御地両本町筋々下り為申候、十八日夜申承り候通り本町筋々少シク高く相成候様為有之候度、

海浜瀉を埋め立てるに際し、その上手の町部より少し高めに造成すること。その理由は伊勢両宮の例を挙げ、

御両宮共町中々少シク高く有之候者、町中之雨水移サス不浄為無之ニ御座候、

と、町部の雨水が境内に流れ不浄となるため、それを防ぐためだと云う。更に伊勢両宮の町部と境内との堺には、外宮に豊川、内宮には五十鈴川がそれぞれ流れ、川を以って宮境いとしている例をも挙げ、当地大神宮の境内造成につ

いても、

御宮卜町中之堺水ヲ以清不淨ヲ限り候^者人倫、何等節^之手水潔斎を以身体ヲ清ルノ古実、不淨ヲ拂ハ水^ニ而御座候、依之四方水通し之思召第一、

と述べ、伊勢の両宮同様に境内と町とは、水を以つて堺となすことを要望する。具体的には、第三節第2項で記した如く、田町鎮座当時の大神宮境内地の例を挙げ、「四方水通し」の境内を希望している。

田町から本町海浜に遷座した理由を、前掲『九葉実録』は「是ヨリ先宮殿田町ニ在リ、各人之ヲ便トセス」と記し、便利の悪さを挙げてゐる。境内地が狭かつたせいだろうか。それにもまして、三頭大夫が要望した「四方水通し」が新社地造成の基本にあり、その為に本町海浜を埋め立てて境内地を築いたのではなかつたのだろうか。海浜埋め立てが、何よりも「四方水通し」の条件に合うからである。

『郷村記』大村池田之部神社分には

境内^{社地海濱也、其廣拾九間}
四面^{社地入口有板橋}

とあつて、天保十二年に新造成つた境内の入口には、田町境内同様に「板橋」が懸けられていたことが判る。又、新境内地への遷座に伴い御師屋敷併設のことも上申する。

伊勢使詰所之儀^者、御祈禱所ニ御座候条御勘弁被成下、四方水通之内^{本意}、勿論神前卜問遠ニ相成不申様相願^者、是以是迄之振ニ被成置被下候ハハ、不相変目出度卜申ニテ大慶可奉為候、但し旧冬伊勢使参向之上、御代官屋敷ニテ御祓御祈禱仕立取扱時之^{神慮無勿体事共、大ニ迷惑心配難限仕候、}

御師屋敷は御師の投宿所としてのみではなく、御祈禱所でもあるので、「四方水通し」た内側の清浄な所に、それも社殿と間近な場所に設置する様、その規模も遷座前の田町の御師屋敷と同等になる様に等、三点を願ひ上げている。更に工事期間中の事か、去年冬には代官屋敷⁽⁴⁾を仮の御師屋敷として御祓配札、御祈禱を執行したが、伊勢両宮に対し

て勿体なく不敬に当たる事を殊に強調し、新社地でも御師屋敷の必要性を重ねて説いているのである。

前述の通り、大村藩『郷村記』の大神宮当該記事に御師屋敷の存在が確認出来ることから、要望の甲斐あつて建立に至っている。

現在その御師屋敷は存在せず、設置場所が不明であつたが、前の三頭大夫の書状によって、正面入口の板橋を渡つた、社殿両側のいずれかは不明にしても社殿間近い所であつたことが判明する。

三頭大夫の配慮は更に、

右中之鳥居今拝殿迄之地上、手水所迄、小ノ丸石敷ニ御取斗、

とあつて、板橋を渡つた中之鳥居より拝殿迄の境内(参道)には、「小丸石」を敷きつめる様、細部に及んでいるのである。

天保十二年の新社地造成に際して、御師三頭大夫の側からの要望を整理すると、

一、社殿造営には伊勢表尺寸を用いる事。

一、町中と境内地とは、伊勢両宮の豊川・五十鈴川の例に倣い、必ず水を以つて堺となし、溝を掘ること。加えて

入口には木橋を掛け渡すこと。周囲は水に面した「四方水通し」とすること。

一、御祈祷のため、新社地内、「四方水通し」の内に御師屋敷を建てる事。

一、造成なつた境内地の内、板橋を越えた所から拝殿に至る間は、小丸石を敷きつめ清浄を保つこと。

この四項目に纏めることが出来る。これらの要望と、安政三年(一八五六)に最終編纂を完了した大村藩『郷村記』中の大神宮関係記述、及び当社現況とを重ね合わせて考証すると、天保十二年の遷座に伴う社地墾埋造成、建物の建設など、伊勢御師の要望に沿つてほぼ行われ、完了したことが窺い知られるのである。

四、宮後三頭大夫の大村藩被官

『九葉実録』卷四十七、文政十二年（一八二九）十二月二十六日の条には、次の様な記事を見出す。

故事毎春給人ヲ伊勢ニ遣リ、太廟二代詣セシム、曩ニ宮後三頭大夫請テ黒瀬主馬ト称シ、臣籍ニ列ス、故二代史ヲ発セズ其レヲシテ代拝セシム、

この記述によつて、宮後三頭大夫は大村藩家臣として被官化し、名前も従来の藤井姓(42)より黒瀬主馬と名乗つたことが判る。

本論第三節第2項で引用した、天保十二年の新社地への遷座に際し横山刺之佑に宛てた三頭大夫書状の内、御師屋敷設置に触れた段に、

例年三頭大夫ノ被官下輩ト申シナカラ、大神宮ノ御祈持参之使、在勤中之儀、御神具著勿論御祈持取扱、朝夕御神務仕御義御座候（傍点筆者）、

と記し、自らを「被官下輩」と述べているので、この史料からも三頭大夫の被官化の事実が確認される。とはいへ、前書状の「大神宮御祈持参シ使、在勤中之義」の文意から、被官に伴い大村に常駐した筈ではなく、年に一度年末にお祓大麻を奉持して伊勢から下向することには、何ら変わることはなかった。

神宮文庫・宮後三頭大夫旧藏図書の中に「文政十二年同十三年大村侯宣御家来請願洛呼名拝領改名之夏」とした記録(43)がある。これによつて三頭大夫の大村藩への被官、改名の経緯が克明に判る。関係記事を抽出すると、

文政十一年戊子十二月二十五日

一、早朝、四郎五郎殿へ行、御家来願書預願内見、早々差出し可然旨被申聞候事、

一、今度遷宮ニ付正月五日出立之旨、且又家来^レ被成下度旨書付兩通、大串氏へ向差出候事、廿七日

一、夜二入平助殿へ行、返事佐々木殿表向、平助殿手紙、此度三頭大夫帰足之願御聞濟有之候、尤今一つ之願の趣未決との趣也、

大村に滞在中の三頭大夫は、文政十一年（一八二八）十二月二十五日付で、翌年正月早々五日に伊勢帰館の途に着きたい旨、及び大村藩家臣として被官したい旨を願ひ出ている。二日後の十二月二十七日に藩役人大串平助⁽⁴⁾を通じて、伊勢帰館の許可は下っているが、被官願ひは「未決」との回答であつた。この経緯からして大村藩への被官は、三頭大夫の方から出た希望であつたことが判る。更に、

文政十二己丑年三月十四日

一、大坂大村様御屋敷^ハ書状到来、貴殿ハ旧冬於大村願出候御家来成之儀、御聞濟之旨、御用人連名ニ而書状到来（以下略）

とあつて、文政十二年三月十四日に、大坂の大村藩蔵屋敷より伊勢の三頭大夫の許へ、昨冬願ひ出た大村藩への被官許可の知らせが届いている。

その許可状も引用収録されているが、その日付は「二月十七日」とあるから、大村藩での三頭大夫被官許可は、文政十二年二月十七日付で下つたことが判る。

被官に伴う改名の件については、続けて、

文政十三年庚寅三月二十九日

一、今日目出度、源内帰足之事、

三月三十日

一、源内立合諸事大村之趣承候云々、

此度令大村様御直土被仰付、名も黒瀬主馬と拝領御麻上下も拝領之事、

とあり、文政十三年の三月末日に大村より帰勢した家来の源内より、大村藩への被官に伴い藩主より黒瀬主馬の名前と麻袴と拝領した旨の報告がなされている。そしてその年の六月に至り、神宮に対して種々の改名手続きを行っている。即ち

六月廿二日

一、早朝、改名之事ニ付彈正へ行、夫令云々、

一、子良館へ上下^ニ出、改名之義申出候、

廿三日

一、政所代へ主馬^ニ改名願書出候、書面例之通之略、

七月廿三日

一、八称宜令使申入儀御座候^而、御出可被成旨^ニ付、又吉遣候、改名聞濟候事、

一、官家^江改名届出候事、

一、町内へ同行届出候事、

一、子良館^ニ當番宛^ニ改名之旨、手紙遣候事、

廿四日

一、下向へ改名届遣候事、

一、改名届上、向其外一統、又吉廻勤候事、

と手順を記し、まず神宮の子良館、政所代に改名願いの申し出をなし、それより約一か月後の七月二十三日に外宮八

の祿宜より改名許可が下っている。その後は町内、子良館、一族一統、従者と関係諸方面へ改名報告を行うという手続きであった。

さて、伊勢御師の大名家臣としての被官化の例は、管見の限り他に関係史料に恵まれない。その被官の理由は何であったのだろうか。大村藩への家臣化は、前述の通り三頭大夫の側からの希望・意志であった。しかし一方、本来は大村藩の側から三頭大夫の被官を望み、形式上御師の側から被官願いを出す形式を踏んだとも考えられる。もしそうであれば、文政十一年十二月二十五日付で、伊勢婦館の日取りと、大村藩被官の願いを出した際、この被官願いのみが「未決」として保留される筈は無く、早速に許可されたであろう。この経緯を再度確認すれば、やはり御師の方らの意志であったことに相違無い。

ところで『九葉実録』巻四十五の文政七年九月八日の条には、

官後三頭大夫ノ家、回禄ニ罹ルヲ以テ救恤ヲ乞フ、因テ銀百枚ヲ賜ヒ、士族ハ五十枚、無禄小給以下ハ凡ソ人民十貫錢ヲ寄付ス、

と記され、伊勢の官後屋敷は、「回禄」、即ち火災に遭っているのである。救済を大村藩に願ひ出、藩内より銀百五十枚、錢十貫の見舞金が贈られている。この例からも、御師官後家と大村地方との間には、密接な師壇関係が保たれていたことが窺われる。その中から三頭大夫は大村藩への被官を望むに至ったとも考えられる。

火災への救済が行われたのが文政七年（一八二四）、三頭大夫が被官願いを大村藩に願ひ出たのが文政十一年と、両者が極めて接近した年であることも考え合わせると、官後家への救済が、被官を思い立つ大きな要因であったとも推測される。

被官に伴い、三頭大夫の身边にはどのような変化が生じて来たのであろうか。前掲の『大村侯_正御家来成願濟呼名拝領改名之夏』中に、大村藩からの被官許可状が収録されている。

一筆致啓上候、旧臘於當所被差出候願書之趣達

御聽候處、御願之通相濟候、依之當春御代參之者差越不申候条、貴様御勤可被成候、其外之儀者當冬御下向之上可申述候、猶又弥堅固可被候、神務鎮重存候、恐惶謹言、

二月十七日

とあって、被官許可を記した後、恒例化している大村藩吏の伊勢代参をこれを機に中止し、その代りに大村藩吏となつた三頭大夫が伊勢代参を相勤める様、申し渡している。事実、この許可書状が届いた三月十四日の三日後には、三頭大夫自らの行動を、

十七日

一、今夕、殿様御代拜、大紋帯刀三兩兩宮無滞相務候事、

と記し、三頭大夫は伊勢市中の自の屋敷より兩宮へ大村藩主名代として参詣を行っている。

大村藩にとつても、藩吏を毎年伊勢まで遣し代参せしめる経済的負担と、三頭大夫代参の際支出する「御初穂銀三枚、膝突錢六分、雜費十五分(46)」とを比較すれば、三頭大夫の被官を許し、その家臣の故を以つて御師に代参させた方が、はるかに経済的負担は軽減されたであろう。

大村地方との密接な師壇関係の中から、三頭大夫に大村藩被官の望みが生じ、大村藩にとつても伊勢代参という点で、御師を家臣化することが好都合であつたという、両者の意志・意図が合致した為に御師三頭大夫の大村藩家臣化が実現したものと解される。

こうして文政十二年（一八二九）より、藩主代参は伊勢の地より宮後御師が行うことが恒例・定着化した。ところが『大村侯五御家来成願濟呼名拝領改名之支』の末尾には、その恒例に変更が生じたことを記している。

天保十一庚子年大村在中日記

同十二年正月廿二日、神近善兵衛伊勢屋敷五入来云々、用向有之、近年御代参貴君御勤之所、当年今改當方六先年之通代参差立可申候間、左様御承知可被成候との事、

文政十二年以来十二年間続いた御師による伊勢代参は、旧例に復し藩吏が行う様に変更する旨が、三頭大夫に伝えられている。御師による代拝が変更された天保十二年は、奇しくも本町海浜に新社地が開かれ、大神宮が修造遷座された年でもある。このことと何らかの関係があるのだろうか。

経済的負担を伴っても、大村藩吏による伊勢代参に戻したことから、三頭大夫の大村藩への被官、それより二次的に派生し十年余恒例化した御師による伊勢代参は、少くとも大村藩側からの都合で生じてきたことではなかったと、明らかである。

五、藩施策としてのお祓大麻配札

御師の活動の最も要となるお祓大麻配札に、藩は施策としてどの様に関わったのであろうか。『九葉実録』巻二十一、安永四年（一七七五）四月五日の条には、お祓大麻配札の藩布達を次ぎの様に記す。

宮後三頭大夫願出候者御領分中五御祓配当之帳面相改惣竈数引当候處、餘程不足有之於在々者釵先御祓而受来、箱御祓受用之者、稀有之候、依之以来一統御祓受候儀、勿論部屋住且隱居宅等者釵先御祓申請本竈之儀者惣而箱御祓新曆受用仕候様仕度候、右之趣御領分一統今度被仰付候様相願候、併古来右之通受用候者今更任願新規云々難被仰付候、尤於在々近年相立候新竈之内御祓不申請者も数多有之候故、是等者不殘申請候条被仰付候（傍点筆者）

御祓配札の帳面と領内竈数とを比較すると、配札数が下回っているため、以後本竈の家は総べて箱御祓に伊勢曆、部屋住・隱居の家は釵先御祓を、また新築の新竈の家も残らずお祓大麻を受ける様、藩令を以って布達した。

この布達がどれ程の効果を奏したか不明であるが、この布達二年後の『安永六丁酉年師職檀家諸国家数帳』⁽⁴⁷⁾によれば、

年寄藤井求馬 御祓銘宮後三頭大夫

一、白川宮様 大村信濃守殿

一、有馬大之進殿

一、江戸 百卅五 越前 式千三百四十七

一、日向 千軒 肥前国凡九千五百五十

大村一圓

外略メ 老萬三千式百拾五

とあり、安永六年（一七七七）の大村領でのお祓大麻配札総数は、九五五〇体を数えている。この当時の領内総竈数は不明である。ただ享保十二年（一七二七）の人口が八万四四九〇人、幕末の安政三年（一八五六）の人口・十一万六二七三人、竈数二万五〇一六軒であったことが判る。⁽⁴⁸⁾この二時期の人口推移から単純に算定すると、安永六年の藩内人口は九万六〇〇〇人前後であったと推測される。⁽⁴⁹⁾幸に安政三年には人口、竈数の相方が判明しているから、一竈構成員は約四・六人程である。その員数を一竈の一応の基準に置けば、安永六年の領内竈数は、概ね二万軒程であったと類推される。そうすれば、安永六年の配札数九五五〇体は、領内竈数の約五割、半分程の配札率であったことになるだろう。

大村藩に於いて一竈に課せられる種々の「出目」の中に、「伊勢屋鋪納」がある。大村城下大神宮の御師屋敷に納める出目銭である。一竈からの出目高は村によって多少異なるが、表（一）の通り下限は銭十二文、上限は銭五〇〇文の村もある。概ね一二〇文から十二文が一竈からの出目高であった。ただ松原村『郷村記』⁽⁵¹⁾の中に、

「伊勢屋鋪納」出目錢村別一覽（安政3年調）

表（1）

村名	一竈初穂料(単位・文)	村高合計	村名	一竈初穂料(単位・文)	村高合計
大村	100～12	12貫182文	下岳	200～12	8貫910文
竹松	200～12	15貫720文	亀浦	100～16	4貫742文
福重	200～12	20貫642文	中山	100～30	5貫900文
松原	100～12	11貫430文	宮浦	120～32	4貫592文
萱瀬	110～12	17貫952文	白似田	80～30	3貫50文
鈴田	120～12	22貫404文	八木原	150～12	5貫914文
三浦	100～15	13貫645文	小迎	200～12	9貫684文
江串	100～12	11貫36文	川内浦	100～16	13貫868文
千綿	96～12	17貫692文	伊ノ浦	100～50	6貫620文
彼杵	400～12	33貫542文	畠下浦	96～25	3貫300文
川棚	400～15	45貫130文	横瀬浦	300～25	15貫570文
波佐見上	200～18	45貫804文	面高	150～50	10貫540文
波佐見下	360～18	20貫921文	天久保	100～12	3貫368文
宮村	120～16	20貫598文	黒口	100～12	5貫110文
伊木力	100～12	7貫424文	大田和	80～12	6貫543文
佐瀬	80～16	3貫359文	中浦	200～12	10貫580文
長与	100～14	8貫352文	多以良	100～15	9貫400文
幸田	100～14	3貫68文	七ツ釜浦	200～12	8貫690文
時津	2匁～1匁6分	22貫984文	瀬戸	500～12	29貫144文
滑石	350～32	8貫59文	雪浦	96～16	15貫712文
浦上西	96～16	2貫824文	神浦	100～12	36貫789文
浦上北	96～16	6貫62文	黒崎	200～12	9貫96文
浦上家野	96～16	1貫807文	三重	200～12	22貫612文
浦上木場	96～16	8貫547文	陌苅	100～15	9貫920文
日並	124～12	4貫152文	式見	300～18	24貫236文
西海	100～12	3貫642文	福田	100～40	30貫548文
村松	100～12	9貫363文	大嶋	100～16	6貫360文
子々川	100～50	4貫816文	黒瀬	120～12	6貫956文
長浦	80～16	6貫300文	嘉喜浦	100～25	7貫325文
戸根	100～16	3貫155文	崎戸浦	100～25	5貫785文
形上	100～50	11貫850文	松嶋	200～20	26貫970文
尾戸	80～16	6貫357文	江嶋	100～50	8貫860文
小口浦	120～20	1貫755文	平嶋	100～12	6貫100文
三町分	120～12	7貫596文	合計		822貫964文

（大村藩『郷村記』68ヵ村分より作表）

伊勢屋鋪納

但、大神宮初穂、村浦竈之内倒者、殘竈壹軒二付百文より拾貳まで出之、

とあるから、「倒者」、即ち破産した漬百姓はその出目の対象外であった。前に安永六年のお祓大麻の領内配札率を約五割と推測したが、これは類推した全竈数に対する配札率であった。「倒者」への配札は行われなかったことが判明したから、全竈数よりその分は減すべきであり、そうすれば配札率はもう少し高率になるだろう。

伊勢屋敷納の出目銭高に、前記の様な幅があるのは何故だろうか。波佐見上村『郷村記』⁽⁵²⁾の「伊勢屋鋪納」の項に、但、大神宮初穂、村中惣竈之内貳百文六拾文まで納候者、箱御祓曆添、四拾文納候者、箱御祓計、拾八文納候者、剣先御祓計也、

とあり、出目銭の額によつて箱お祓に伊勢曆添え、箱お祓、剣先お祓と、配札の具合が三段階に分けられていたのである。

この様に大村藩村政の中に「伊勢屋鋪納」と云う出目銭が規定されていることによつて、伊勢御師の手許には、お祓大麻の配札に伴う初穂料が村々から毎年確実に納められた。安政三年（一八五六）の村毎の出目銭の詳細は表（一）の通りであり、領内七十九カ村からの伊勢屋敷納め出目銭の総額は八二貫九六四文に昇っている。

六、結び

大村藩々政記録中に散見される伊勢御師関係記録を支柱に、神宮文庫所蔵の宮後三頭大夫文書の三書状・一記録を更に重ね合わせると、西国・地方藩政に於ける御師の活動・役割・立場がありありと浮き上ってくる。

明治四年七月十二日に伊勢の神宮に関する太政官達第三四六号が発され、その八項目第一項の

師職並二諸国檀家ト唱へ御麻配分致候等之儀一切停止候事、

この条項により、明治四年、御師は廃止され、当然御師によるお祓大麻の配札も停止される。廃止の理由は、同年七月二十四日付で度会県庁より発された神祇官達に窺うことができる。⁽⁵³⁾

今般別紙之通檀家ト唱へ御麻配分停止候、是ハ從來真ノ悪者と云モノニテ神徳ヲ損シ名分不相立ニ付地方者屹度其ニ心付キ向後心得無之相互ニ心添可致事、

御師が行ってきたお祓大麻配札等の事が、「神徳ヲ損シ」「真ノ悪習」と判断された結果であった。

大村藩に於ける御師の活動を見る限り、十七世紀中葉にお祓大麻の領内一円配札に至ったのは、当地方が十六世紀後半からキリスト教が流入し、禁教後に於いても郡崩れとして表出した様に、その信仰が温存していたという特殊な宗教事情の中で、彼教の再発を防止し、在来の神仏信仰の一つ神祇信仰を定着させる意図があった。それは他宗信仰を意識した、他信仰に対応するという神道史の中でも特異な活動として位置付けることが出来る。

また領内神明社の三度の修造に関わる御師の姿勢を改めて思い起すと、その行動は神祇官達に云う如く、果たして「神徳ヲ損」したであろうか。殿舎の修造、新社地の造成・遷座に際して、御師三頭大夫の願い要望するところは、伊勢両宮の例のままにが信念であった。殊に文政元年（一八一八）の修造に臨んで、工事着工後神器祭具に不足が生じたため、伊勢迄「一走り」往復して不足品を調達して来たいという熱意は、伊勢の神宮の神徳を高揚こそすれ、「神徳ヲ損」ねることはなかったであろう。

大村藩に於ける御師宮後三頭大夫の役割・立場が特異な例であるのか、あるいはその役割・立場が他地域に於いても御師の普遍的な姿であるのか、他地域との比較の中で今後の研究の課題としたい。

- (1) 神宮文庫所蔵『享祿五壬辰年中国九州御祓賦帳』、『永祿七年中国九州御祓賦帳』、『天亀元年中国九州御祓賦帳』、『天正十四年中国九州御祓賦帳』。
- (2) 御師の名称には、お祓大麻に記すお祓銘と、本来の家の名である師職名とがある。「宮後三頭大夫」をお祓銘とする師職は、江戸期に入り、寛保三年（一七四三）の時点で藤井右近（寛保三年山田師職名帳）、安永六年（一七七七）には藤井求馬がそのお祓銘を継承している（『安永六丁酉年師職檀家諸国家数帳』）。更に本論第四節でも述べる様に文政十二年（一八二九）には、大村藩への被官によって黒瀬姓に改称する。「宮後三頭大夫」をお祓銘とする御師職名は、藤井姓、黒瀬姓と変遷するので、本論では、「宮後三頭大夫」をお祓銘とする師職（御師）、という意味からこの呼称で統一する。
- (3) 神宮文庫所蔵宮後三頭大夫文書、永祿四年『肥前之国之日記』（第一門一三九三七号）。
- (4) 『安永六丁酉年師職檀家諸国家数帳』の記録名でも判る様に、御師はお祓大麻配札の対象とする各家を仏教用語を用いて「檀家」と称した。その檀家と御師との関係を本論ではこの様に用いた。
- (5) 『安永六丁酉年師職檀家諸国家数帳』によると、橋村肥前大夫の九州地方に於ける師檀関係は、「肥前国 凡十万軒、筑前一万三千」とある。
- (6) 『見聞集』二十九卷に次の様にある（高科書店刊『大村見聞集』四七〇頁）。
- 中興邪宗門発起、無拠、御代参中絶す、然処松千代純信公御病氣之節、伊勢・多賀^正江吉右衛門儀 御代参相勤候処、以前之御由緒不案内ニ而、三ヶ年之間ハ肥前大夫方^正参宿す、此事を三頭大夫聞付け、先年之由緒申立、二ヶ年之御初穂は肥前大夫方より三頭大夫請取候由、其以来先年之ごとく御上を奉始、家中惣別之御折持之ため年々御祓進上之する也（傍点筆者）。
- (7) 神宮文庫所蔵『元和八年肥前国彼杵郡大村御祓受帳』（第一門一三九三六号）。
- (8) 『大村見聞集』（高科書店刊）四七〇頁。
- (9) 大村市立史料館所蔵、大村藩家臣約四〇〇家の系譜を収める。元祿九年に編纂を着手し、四度の改編を経て天保三年に現存本が完成した。個々にはその後の追記も見える。
- (10) 大村藩第三代藩主大村純長より最後の藩主純熙に至る九代の日記体の年代記。『九葉実録』（大村史談会刊）第一冊二八頁

(11) 六〇八名もの隠れキリシタン検挙に及び、その内赦免九九人、病死七八人、永牢二人、斬首四一人、斬首者は大村の外、長崎、平戸、島原、佐賀の名所で処刑された。〔見聞集〕三十九卷「郡村邪宗発起始末之事」(高科書店刊本六二〇頁)。

(12) 池上尊義氏も、日蓮教団の大村領展開に着目され、その展開時期を大村喜前の棄教、及び江戸幕府による禁教後を第一段階、加えて領内での寺院建立時期の考察から、明暦三年の郡崩れ以降を第二段階と指摘された(池上尊義「近世九州における日蓮教団の展開—いわゆる大村法華を中心に—」(論集日本仏教史)7「江戸時代」所収〔昭和六十一年 雄山閣〕)。

(13) 大村藩「郷村記」大村池田之部寺院の部には次の様に記す(国書刊行会刊行本「大村郷村記」第一卷三三三頁)。

天正二甲戌年同氏丹後守純忠及臣民陷溺南蠻之妖教、崇信耶穌宗門而燒亡神社佛閣、且殺害僧徒、(中略)此時本宮太良岳及神宮寺、下宮富松社、里坊仙乘院亦罹其災恣為焦土。寺記曰、此太良岳上宮及神宮寺ハ、純忠之命、皆是ノ郷土等登山而放火於宮殿為灰燼、剩燒猪鹿之肉於神佛佛像之床而食之

(14) 『大村郷村記』(国書刊行会本) 第一卷三三三頁。

(15) 同右二五九頁。

(16) 前掲『大村見聞集』六九四頁。

(17) 同右書六八一頁。

(18) 同右。

(19) 『見聞集』四十二卷「中興絵踏并宗門改之事」には次の様に見える(『大村見聞集』六九〇頁)。

万治元戊戌二月廿二日、大村留守居家老手合役人相談して、高尾清太夫を長崎に遣し、黒川与兵衛尉正直家老河内善兵衛尉に因て語て曰、先年大村領内ハ彼の絵を踏せ邪宗を改め制する之処に、頃年踏絵損失するに依て中絶す、今度耶穌發露偏に其不慮に付て也(中略)、同年八月十二日 純長高尾清太夫を使節として崎陽吏黒川与兵衛尉・甲斐庄喜右衛門尉に云けるハ、先日対談するが如く耶穌踏絵を借用し、領内之者に踏せ邪宗を制せんと也、両奉行許諾す、則ち清太夫踏絵二枚を借りて大村に持参す、

同年八月十四日、領内二手二分て絵を踏せ宗旨を改む、

(20) 前掲『大村見聞集』七〇八頁。

(21) 注(6)引用史料参照。又安永四年(一七七五)四月五日付で大村藩がお被大麻配布の徹底を布達した中にも、「御被」と見える(本論第五節六十頁引用史料参照)。

(22) 前掲『大村郷村記』第一卷二二二頁。

(23) 前掲『九葉実録』第二冊三一九頁。

(24) 『郷村記』によると、大神宮の鎮座地は「田町」とあるが、『九葉実録』に見える「裏町」はその別称。同地をさして相方に用いた。

(25) 中西正幸『神宮式年遷宮の歴史と祭儀』第三節神祭物の取扱いについて（一七一頁—一九三頁）参照（平成七年 大明堂）。

(26) 同右。

(27) 前掲『九葉実録』第四冊四頁。

(28) 注(24)に同じ。

(29) 大村神明社御造営ニ付往復書簡並関係文書（第一門二二九四五号）。

(30) 『新撰土系録』二十九卷には、その事蹟が次の様に見える。

新左衛門兼房 始惣兵衛

食禄拾七石一斗四舛 歴勤武具方、宗門手合、船手組頭、小目附代官山手合兼元ト附代官、協備目附使役、先手目附使役、中

小姓諸公子附、先是文化七年幸天社練兵之時、勤脇備目附使役供奉、

(31) 注(29)に同じ。

(32) 文化十五年は四月二十二日を以って文政元年に改元。

(33) 注(29)に同じ。

(34) 本論第三節第2項四十四頁参照。

(35) 注(29)に同じ。

(36) 『大村郷村記』第一卷（大村町の分）には（一七九頁）、

一、伊勢屋鋪蹟

此屋鋪蹟田町にあり、町役所の東隣地なり

とある。

(37) 前傾『大村郷村記』第一卷一七九頁。

(38) 『新撰土系録』第四十一卷所収の横山家系図中にその名前が見え、諸役歴任の内でも天保九年(一八三八)以降の事蹟は次ぎの通りである。

良輔氏茂 始宗十郎 又早苗 又刺史之佑 食禄百五石九升

同(天保) 九年純昌公御逝去、有神葬式之 遺命茲時勤喪護役、後為 御誌附添到東部 純顯公自 手賜上下、從 恭 容院君包紙拝載、同十年蒙先手者頭之 命、同十年先手者頭 免許位階、後監察 免許近習、如旧 同十四年蒙宗門奉行兼寺社 奉行之 命、

(39) 注(29)に同じ。

(40) 『郷村記』大村之部町分には次の様に見える(『大村郷村記』第一卷一七九頁)。

一、伊勢屋鋪蹟

此屋鋪蹟田町にあり、町役所の東隣地なり大神宮の遙拝所のありし所故、伊勢屋鋪と唱ふ

往古大神宮を此所に勧請する時、代官屋鋪の内より割出したる地面なり、其後天保十二辛丑年、大神宮本町海濱に

遷座あり、雖然伊勢屋鋪は居宅共に其儘建置、同十三壬寅年町横目役宅となり(中略)森為左衛門始めて移住、其後

嘉永辛亥年、町横目波戸番所兼勤となる時、右番所へ移住す、其蹟役宅并地面共に須田三彌助願請居住す、

(41) 『郷村記』大村之部町分に「代官屋鋪蹟之事」の記録があり、城下町の御師屋敷の西隣りに位置した(前掲『大村郷村記』第一卷一七九頁)。

(42) 注(2)参照。

(43) 神宮文庫宮後三頭大夫旧蔵図書(第一門一三九六二号)、表紙脇書きに「明治三年冬以日記改 延弘写文」と見える。

(44) 『新撰土系録』二十卷所収の大串家系図中に、

平助忠陣 始熊五郎

食禄二石一斗四升、始勤城中内役年番、文化十三年家督、歴勤板敷藏年番、松島石炭方目附、三ツ股地皿山代官、産物 方當役等、文政二年為代官役、後為町與力及元町與力 如旧附 同十三年加賜廩米七石餘都為拾石、後町與力、免許元附 如旧 天 保十年為城下大給、

とあり、この当時、町与力の役目であった。

(45) 後掲本節五十八頁に引用参照。

(46) 『大村侯御家来成願濟呼名拝領改名之夏』文政十二年三月十四条。

(47) 神宮文庫所蔵(第一門六三五〇号)。

(48) 『九葉実録』卷十二、享保十二年六月八日条。

(49) 大村藩『郷村記』六七カ村分より集計算出。

(50) 享保十二年(一七二七)から安政三年(一八五六)迄、一三〇年間の人口増加数は三万一、七八三人であり、年間平均増加人数は二四四人、この数値を算定基準にすると、安永六年(一七七七)の人口は、九万六、九三四人となる。

(51) 前掲『大村郷村記』第二卷一五三頁。

(52) 同右書第三卷二六〇頁。

(53) 西川順土「廃止前後の御師」(『歴史手帖』第十二卷七号所収 昭和五十九年刊、名著出版)。